

特定教育・保育施設 設置者・園長 様
特定地域型保育事業 設置者・責任者 様
認可外保育施設 設置者・責任者 様

神戸市こども家庭局子育て支援部長

新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

（令和2年2月28日通知からの更新）

神戸市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、国の方針に基づいて令和2年2月28日に「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市における対応方針」を策定し、措置を行ってきたところで、しかしながら、その後も感染者が増加し、これまでに9例（兵庫県発表分を合わせると10例）の新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）患者が発生いたしました。今後、当分の間、市民、企業、関係機関等の協力を得ながら、さらなる感染拡大防止に向けて、最大限の努力を継続する方針に至り、令和2年3月11日に「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市における対応方針-第2弾-」が策定されました。

神戸市における対応方針に沿って、保育所・認定こども園・地域型保育事業（以下保育所等という）にかかる方針を作成いたしましたので、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

市立の学校園においては、臨時休業措置（3/3～3/15）を実施していますが、神戸市内において患者発生の報告があることから、臨時休業期間を春休み開始まで延長することに決定しました。

保育所等においても、3月15日まで可能な限り家庭保育を要請したうえで、市立、私立とも、臨時休業は行わない方針としておりますが、この度、要請期間を3月25日まで延長いたします。

また、市内保育施設において5例の感染事例が発生し、ここで感染症患者クラスター（集団）が発生している可能性が濃厚となっております。保育所等の運営に際しましては、体調不良者について出勤・登園させない措置および、感染防止対策（換気、手洗い、咳エチケットなど）のさらなる徹底をよろしく願いいたします。

なお、感染者の感染拡大に伴う家庭保育の要請を受け、保護者の方からは令和2年4月の入所延期をしたいという問い合わせが入っています。保育施設の4月入所が決定した方については、現在育児休業中の方も4月入所の手続きを進めていただき、家庭保育を行うために育児休業を延長される場合は5月1日までに復職していただくようご案内しています。今後の情勢により家庭保育の要請期間を4月以降も延長するような状況になれば、復職時期のさらなる延長についても柔軟に検討いたしますが、取り扱いを変更した場合は改めてご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。また、この措置に伴う給付費や利用者負担額の取り扱いについても従前からの通知に基づき対応いたします。

【添付文書】

- ・資料1. 新型コロナウイルス感染症対策における神戸市における対応方針-第2弾-
- ・資料2. 社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について

担当：子育て支援部事業課 078(331)8181 休業期間中の運営に関する事：内線 4866・4871
入所手続きに関する事：内線 4863
給付費に関する事：内線 4861